

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在籍の場合は、その翌日)

第六条を次のように改める。
(技能習得手当)

第六条 技能習得手当のうち受講手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。

2 受講手当の日額は、百三十五円とする。

3 技能習得手当のうち通所手当は、次の各号の一に該当する支給対象者に対し支給する。

◆規則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年一月二十三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第二号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「技能習得手当」の下に「（受講手当及び通所手当とする。）」を加える。

第四条第二項中「三百八十円」を「四百円」に、「三百六十円」を「三百七十円」に改め、同条第三項中「三百六十円」を「三百七十九円」に改め

4 前項第一号に該当する者に支給する通所手当の月額は、次の各号の一により算定した一箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額（その額が三千円をこえるときは、三千円）とする。ただし、通所のため交通機関等を利用するほか、あわせて自転車等を使用することを常例とする者

について、その額が四百五十円に満たないときは四百五十円（その使用する自転車等が原動機付きのものである場合にあつては、その額が五百二十円未満ないときは五百二十円）とする。

一 交通機関等が定期乗車券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通所期間一箇月の定期乗車券（等級区分があるときは、最低の等級による。）の価額

二 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通所三十五回分の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

5. 前項に規定する運賃等の額に相当する額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃等の額によつて行なうものとする。

6. 第三項第二号に該当する者に支給する通所手当の月額は、四百五十円（その使用する自転車等が原動機付きのものである場合にあつては、五百二十円）とする。

7. 通所手当の支給は、支給対象者が、第三項各号の一に該当するに至つた日（以下「通所開始日」という。）の属する月から開始し、同項各号の一に該当しなくなるに至つた日の前日（以下「通所終了日」という。）の属する月に終わるものとする。ただし、通所開始日から通所終了日までの期間の月数（通所開始日から起算し、一箇月未満のとき又は一箇月未満の端数があるときは、それを一箇月として計算するものとし、通所開始日から通所終了日までの期間に職業訓練を受けなかつた期間が継続して一箇月以上あるときは、その一箇月ごとの月数を除くものとする。）をこえては支給しない。

第七条第二項中「五千円」を「五千六百円」に改める。

第十条を削り、第九条中「失業保険金等」を「前条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付」に、「訓練手当」を「訓練手当及び奨励金（以下「訓練手当等」という。）」に改め、同条を第十条とし、第八条中「（以下「失業保険金等」という。）」を削り、「第二号及び第三号」を「第二号、第三号及び第六号」に改め、同条に次の三号を加える。

四 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）

第十八条第一項第一号の規定による手当

五 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三

条第一項第二号の規定による職業訓練手当

六 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体が支給する給付であつて訓練手当に相当するもの

第八条に次の二項を加え、同条を第九条とする。

2. 奨励金の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、奨励金は、支給しない。

一 失業保険法第二十七條の二の規定による福祉施設給付金として支給される給付

二 駐留軍関係離職者臨時措置法第十八条第一項第一号の規定による手当

当

三 炭鉱離職者臨時措置法第二十三條第一項第二号の規定による手当

第七条の次に次の二項を加える。

（特定職種訓練受講奨励金）

第八条 特定職種訓練受講奨励金（以下「奨励金」という。）は、支給対象者であつて、職業訓練法施行規則（昭和三十三年労働省令第十六号）

別表第一に掲げる訓練職種のうち次の各号に掲げる訓練職種の公共職業訓練を受けるものに對して、当該職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給する。

- 一 板金工
- 二 製かん工
- 三 金属プレス工
- 四 めつき工
- 五 配管工
- 六 ブロック建築工
- 七 塗装工

2 奨励金の月額は、二千円とする。ただし、第四条第一項ただし書に規定する期間のある月の奨励金の月額は、当該期間の日数のその月の日数に占める割合を二千円に乗じて得た額を減じた額とする。

第十三条を削り、第十二条中「訓練手当」を「訓練手当等」に改め、同条を第十三条とし、第十一条（見出しを含む。）中「訓練手当」を「訓練手当等」に改め、同当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行なう事業所の事業主及び管轄公共職業安定所の長」を削り、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

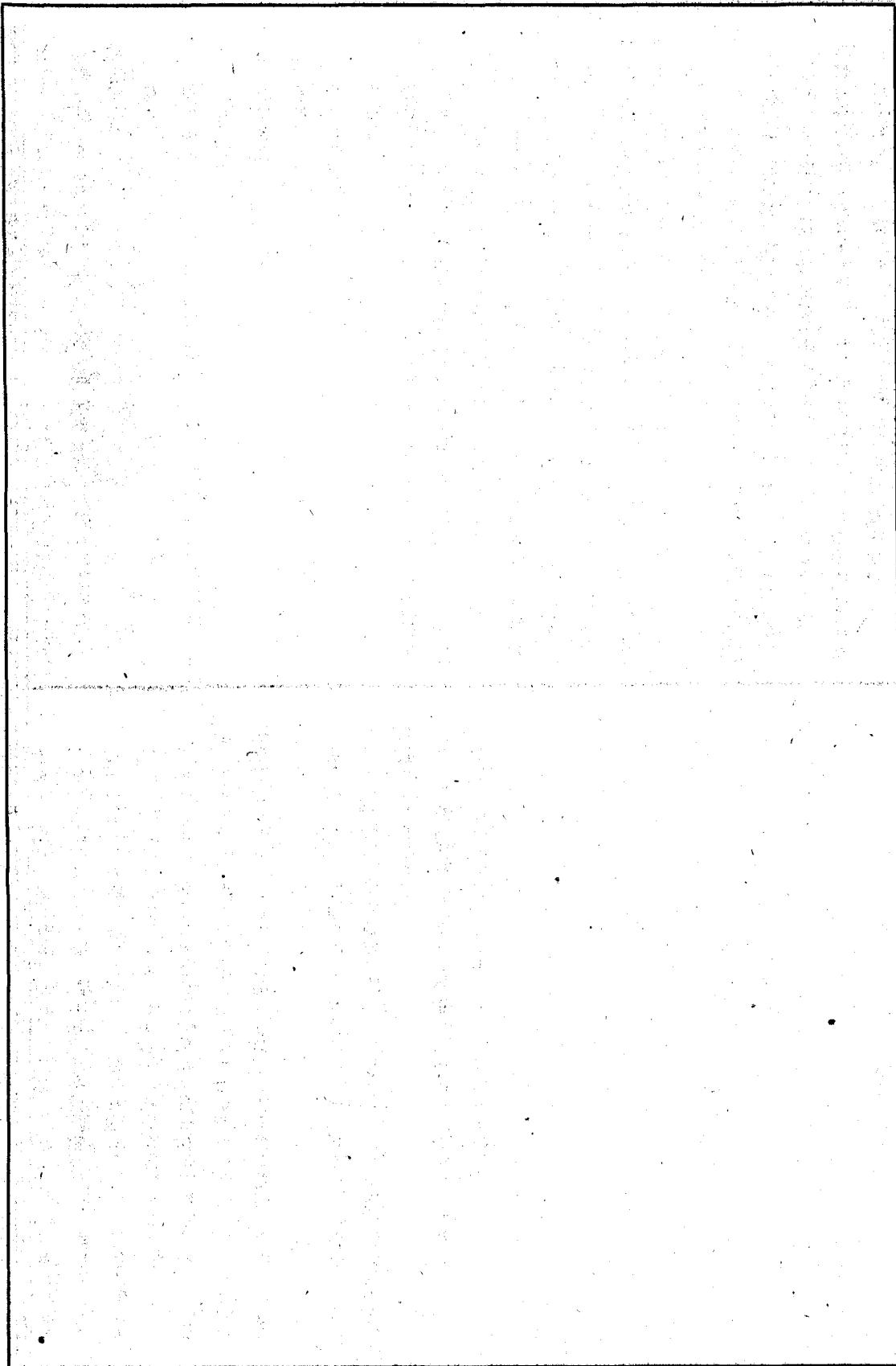
（受給資格の申請及び認定等）

第十一條 訓練手当等の支給を受けようとする者は、訓練手当等受給資格認定申請書（様式第一号）（以下「認定申請書」という。）を当該職業訓練を行なう施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行なう事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。）を経由して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の認定申請書を提出した者が訓練手当等の受給資格を有するものと認定したときは、訓練手当等受給資格認定書（様式第二号）（以下「受給資格認定書」という。）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。
- 3 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、すみやかに、当該職業訓練を行なう施設の長を経由して、その旨を知事に届け出るとともに、前項の受給資格認定書を提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の届出があつた場合には、その届出に係る事実を確認し、受給資格認定書に必要な改訂をしたうえ、これを当該支給対象者に返還するものとする。

第十四条中「訓練手当及び奨励金」を「訓練手当等」に改める。
様式第一号から様式第三号までを次のように改める。



訓練手当等受給資格認定申請書

年月日

鳥取県知事 殿

申請者 氏

名印

訓練手当等の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

① 申請する手当等の種類※		基本手当	扶養手当	技能習得手当	寄宿手当	特定職種訓練受講奨励金		
② 申請者の記入する欄		(1) 氏名	(2) 生年月別	明大昭年月日	(満歳)男・女			
		(3) 住所又は居所	() 方					
家族の状況	(4) 氏名	申請者との続柄	年齢	職業	扶養の有無	同居・別居	別の居住し所又はいる居所	
					有・無	同居・別居		
					有・無	同居・別居		
					有・無	同居・別居		
					有・無	同居・別居		
					有・無	同居・別居		
					有・無	同居・別居		
(5) 寄宿の事実		有・無	(6) 寄宿開始年月日		年月日			
(7) 寄宿前の住所又は居所		() 方						
職業訓練を行なう施設の長の確認欄	(1) 訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス職業訓練				
	(2) 訓練期間	年月日から	年月日まで	(3) 訓練職種				
	(4) 訓練受講指示の根拠	規則第3条該当号数	1号・2号・3号・4号・5号					
	(5) 失業保険金等受給資格の有無		有・無					
	種類	失業保険金 (傷病給付金)	船員失業保険金 (傷病の場合の給付金)	国家公務員等失業者退職手当	二から八までに相当する地方公共団体が支給する給付金			
	有無	有・無	有・無	有・無	有・無			
	金額							
受給期間								
(6) 駐留軍離職者等臨時措置法・炭鉱離職者臨時措置法該当の有無							有(駐)(炭)無	

上記のとおり進達します。

年月日

職業訓練を行なう施設の所在地

職業訓練を行なう施設の長の職氏名

印

備考 1 ②欄には必要な事項を記入し、又は該当する個所に○印をすること。

2 ②欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを求められることがある。

3 ※欄には記入しないこと。

訓練手当等受給資格認定申請書

(通所手当関係)

年月日

鳥取県知事殿

住 所
申請者 氏名

通所手当の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

(通所の開始年月日)
年月日

順路	通所方法の別	区間	距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住居から(経由)まで	キロメートル	時間 分		円	
2		から(経由)まで	キロメートル	時間 分		円	
3		から(経由)まで	キロメートル	時間 分		円	
4		から(経由)まで	キロメートル	時間 分		円	
5		から(経由)まで	キロメートル	時間 分		円	
		から(経由)まで	キロメートル	時間 分		円	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通所距離(概算)	キロメートル
	総所要時間(概算)	時間 分
	平均1箇月間の運賃等の負担額	円

通所経路略図(経路朱線)

※職業訓練を行なう施設の長の確認欄	□該当 □交通機関等利用 □自転車等使用 □原動機付自転車等使用 □非該当 理由	順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券・回数券 その他の別	1箇月の運賃等の額
			交通機関等の名称	利用区間		
		1				円
		2				円
		3				円
		4				円
		5				円
			1箇月の運賃等の額の総額			円

上記のとおり進達します。

年月日

職業訓練を行なう施設の所在地

職業訓練を行なう施設の長の職氏名



- 備考 1 この申請書には通常行なつている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。
 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、国鉄○○線等の別を記入すること。
 3 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、10枚綴り券、優待乗車券等の別を記入すること。
 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、10枚綴り券の額等乗車券等に応ずる額を記入すること。
 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。
 6 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入すること。
 7 ※印欄には記入しないこと。

00553
公報

昭和43年1月23日 火曜日

(第三種郵便物認可)

7~8

00554

昭和43年1月23日 火曜日 第5号 (号外) (第三種郵便物認可)

様式第2号

訓練手当等受給資格認定書

氏名							性別	男	女
生年月日	明治 大昭 年 月 日 (歳)								
現住所									
訓練施設名									
訓練職種									
訓練手当等の種類	基本手当 日額	扶養手当 円		技能習得手当 受講手当 通所手当 円		寄宿手当 円		特定職種訓練費 金	備考
		日額	月額	月額	月額	月額			
変更欄	変更年月日								
	変更事項								

上記のとおり認定する。

年 月 日

鳥取県知事

國

- 備考
- この認定書は、毎月訓練手当等の支給申請を行なう際必要なので、大切に保管しておくこと。
 - 住所、氏名、家族の状況、通所方法その他訓練手当等受給資格認定申請書(その1及びその2)を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、すみやかにその旨を職業訓練を受けている施設の長(職場適応訓練にあつては管轄公共職業安定所の長)を経由して知事に届け出ること。なお、事實を隠して不正に訓練手当等を受給し又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当等の支給を中止することになる。

(第三種郵便物認可) 昭和43年1月23日 火曜日 鳥取県公報

00555

樣式筆

鳥取県年報

下記のとおり訓練手当等の支給を申請します。

訓練手當支給申請書(年月分)

四

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

年月日

職業訓練を行なう施設の所在地
職業訓練を行なう施設の長の職氏名

四

備考 1-2 ②欄から④欄までは、該当する日を記入すること。
⑤欄は、②欄から④欄までの日についての具体的な事情その他必要な事項を記入すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例による。

3 適用日前に職業訓練を開始した支給対象者に係る通所手当について

は、この規則による改正後の鳥取県訓練手当等支給規則（以下「改正後の規則」という。）第六条第三項から第七項までの規定により計算した

通所手当の月額が千円に満たないときは、これを千円とする。

4 この規則による改正前の鳥取県訓練手当等支給規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて適用日からこの規則の施行日の前

日までの間に訓練手当の受給資格を有する者に支給された訓練手当は、改正後の規則の規定に基づいて支給され、又は内払されたものとみな

す。

5 前項に定めるものを除くほか、改正前の規則の規定に基づいて適用日

からこの規則の施行の日の前日までの間になされた訓練手当又は奨励金に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の規則の相当規定によりなされた訓練手当等に係る処分、手続その他の行為とみなす。

6 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間ににおける技能習得手当及び第八条第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる訓練職種に係る奨励金の支給を受けようとする者が第十二条第二項の規定によりこれらの手当の受給資格を有する者と認定された場合の第十二条の規定の適用に

ついては、同条中「毎月五日までに、前月分の訓練手当等」とあるのは、「この規則の施行の日から三十日以内に、適用日からこの規則の施行の日の前日までの間の技能習得手当及び奨励金」と読み替えるものとする。